

令和元年10月3日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

豚コレラ感染拡大防止に向けた要望書

国民民主党

昨年9月、岐阜市内の養豚場において、わが国では26年ぶりとなる豚コレラが発生した。その後、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県、埼玉県の8府県の養豚場で、相次ぎ感染が確認され、発生後1年を経ても、なお終息が見通せない異常な事態である。

政府は9月5日、「豚コレラ終息に向けた今後の対策」を発表したが、実際には終息に向かうどころか拡大を続けている状況で、養豚農家のみならず消費者も含め、関係者からは不安の声が上がり続け、抜本的な感染拡大防止の早急な取り組みが求められてきた。

そのような中で9月20日、江藤拓農林水産大臣が防疫指針を見直す方針を表明し、豚コレラワクチン接種について、ようやく本腰を上げた。

私たちは以前から、養豚農家が安心して営農が継続できるよう、早期の豚コレラ感染抑制と終息へ向けて、その場しのぎの対応でなく、ワクチン接種も視野に含めた抜本的な対策の必要性を指摘してきた。迅速に判断していれば、ここまでの感染拡大は防ぐことができた可能性が高く、政府のこの段階でのワクチン接種の判断は遅きに失しているが、ようやく新たな段階に入ったと受け止める。

このため、政府自らの発生段階からの対応、及び防疫対策の検証を改めて求めつつ、豚コレラ感染拡大の防止に向け、次の措置を講ずることを強く求め、要望書を提出する。

記

1. ワクチン接種のあり方

- 家畜伝染病予防法の規定によるワクチン接種にあたっては、国家防疫と位置付けて国が責任を持って実施することを明確にすべきであり、そのあり方を早急に検討し、終息に向けて着実かつ効果的に対応すること。
- また、接種推奨地域の周辺地域について、予防的観点からの接種に向け、十分な配慮と検討を行うこと。

2. 水際対策の徹底・強化

- アフリカ豚コレラをはじめ、近隣国で発生している家畜伝染病の徹底した侵入防止と水際対策の強化のため、わが党が提出した「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」及び「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」の内容について、政府において検討し、導入すること。
- その他、必要に応じた関係法律の改正へ向け、政府は積極的に検討すること。

3. 生産者へのさらなる支援

- 感染が確認され、国の指示により殺処分せざるを得なかった生産者に対して、切れ目のない迅速な経営再開、事業継続のため、財政上及び税制上の措置をさらに講ずること。

4. 風評対策の徹底

- 接種推奨地域でワクチン接種を行った豚肉について、風評などの様々な影響により、非接種の豚肉と価格や取り扱いに格差が一切生じないように、万全の対策を講ずること。

5. 感染経路の徹底検証と対策

- 引き続き、豚コレラが発生した原因の解明と感染経路の検証を行うとともに、関連する自治体との緊密な連携のもと、今後の感染拡大を最大限防ぐ対策を徹底すること。
- 主な拡散源とされる野生イノシシへの対応に関しては、経口ワクチンの投与及び防疫のための経路遮断対策について、引き続き迅速かつ確実な実施を進めること。

6. 殺処分に立ち会った関係者へのケア

- 殺処分の実施にあたり、養豚業者や獣医師、自衛隊員、関係自治体職員など、関係者が抱える心的ストレス等へのケアを進めること。

7. 正しい情報の啓発

- 豚コレラは人に感染することはない点など、仮に感染した豚肉を食べたとしても人への影響はない点など、正しい情報について、改めて一般の消費者に呼びかけ、政府の取り組みを強化すること。

以上